

第 19 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 7 年 1 月 6 日（月）午後 1 時 30 分より、第 19 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

第 3 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 4 号議案 非農地通知の決定について

第 5 号議案 宇治市地域計画（案）に係る意見について

第 1 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 北浦 莊平	2 番 徳田 明子	3 番 中林 和夫	4 番 藤井 武雄
5 番 山崎 省吾	6 番 井内 英樹	9 番 辻 四一郎	10 番 吉田 利一
11 番 今村 正喜	12 番 小島 佳剛	13 番 清水 幹央	14 番 寺川 勝之

（欠席委員）

7 番 佐原 敏	8 番 中西 秀友
----------	-----------

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 水谷 修

（事務局）

澤田 局長	奥田 次長	清水（囑託）	村田（囑託）	岸本（囑託）
-------	-------	--------	--------	--------

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。 本日の定例総会に佐原委員、中西委員から欠席の届がなされております。 本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。 また、中井推進委員、北村推進委員から欠席の連絡を受けております。 それでは、議事進行につきまして、会長よろしく願いいたします。
議 長	それでは、ただ今から、第 1 9 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、北浦委員、徳田委員のお二人をお願いいたします。 現地調査委員につきましては、辻委員と寺川委員のお二人です。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。 それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 2 件をご説明申し上げます。 番号 1 及び 2 につきましては、同一の譲受人への所有権移転です。 いずれも譲渡人は譲受人からの希望を受け、譲受人は営農規模拡大のため所有権を移転されるもので、引き続き水稻を栽培される予定です。 また、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。 以上です。
議 長	続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。
辻会長職務代理者	報告します。去る 1 2 月 2 3 日、事務局の案内で寺川委員と現地調査に行っていました。 番号 1 の伊勢田町・・・並びに番号 2 の小倉町・・・及び・・・の利用状

	況につきましては、いずれも田で、水稻の刈り取り跡があり、適正に管理されていました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 譲受人は宇治市にどれだけ持っていますか。
局 長	経営面積 1 1 6 , 4 2 9 m²の内、宇治市域は 5 8 , 1 1 9 m²、約 6 町の営農地をお持ちです。
中林委員	個人名義分も含んだ面積ですか。
局 長	法人名義分のみです。
中林委員	田んぼをされるんですか。
局 長	ここでは田をされます。
中林委員	番号 2 の農地は、水が来ない場所になるので、個人的にはネギが一番良いと思います。
議 長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に「第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」一括して 3 件をご説明申し上げます。

	番号１につきましては、隣接地造成の際に越境して当該農地に構造物が設置されていたことが発覚し、現状に即した形で是正するための転用手続きとなります。京都府と対応について調整を行うとともに、譲渡人及び譲受人からは顛末書が提出されています。 続きまして、番号２につきましては、当該農地の隣接地にある鉄筋加工業を営む企業の資材置場及び従業員用等２２台分の駐車場を整備するために所有権を移転されるもので、譲受人は当該企業のグループ企業です。なお、地面は砂利敷きの予定で、隣接農地はありません。 続きまして、番号３につきましては、地域未来投資促進法の活用による一連の開発に関連して、国道２４号の既存排水路の改良工事に伴う資材置場を整備するための一時転用となります。 盛土等の予定はなく、地面には鉄板を敷いたうえで、重機や砕石、Ｌ型側溝等のコンクリート製品などが置かれる予定で、期間は令和７年５月末までとなっており、期間満了前に原状回復されます。 以上です。
議 長	続きまして、寺川委員より現地調査の報告をお願いします。
寺川委員	報告します。去る１２月２３日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。 番号１の炭山・・・・、・・及び・・の利用状況につきましては、宅地で、フェンスが建っており、何も植わっていない状態でした。 番号２の西笠取・・・・及び・・の利用状況につきましては、記載のとおり不作付地でした。 番号３の安田町・・・・及び・・の利用状況につきましては、不作付地で、草が生えておりました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきましては、何かご意見・ご質問はございませんか。
小島委員	番号３は農用地ですよね。借りるに当たって、京都府知事の許可はどうなっているんですか。
局 長	農用地ですので、一時転用という形で申請がありまして、それを今審議してもらっている段階です。農業委員会の意見を添えて進達いたしますので、その後に

		京都府知事からの許可がされる流れになります。
議 長		なぜ当該地を借りるんですか。
局 長		国道２４号線の側溝を改修されるにあたって、南行車線の方はＢ１工区で転用事業をされているので資材を置けるんですが、北行車線側は農地しかなく、当該地に資材置場を設けたいと一時転用の許可申請がありました。
議 長		終わった後、きちんと復旧して返してもらわないといけませんよね。農用地の真ん中でしょう。
局 長		今回は、現状に鉄板を敷いて物を置くだけで、造成等はされないことになっております。返却の際は鉄板を退けてそのまま渡されます。
議 長		期間が終わったら、何か植えられるのでしょうか。
局 長		現状は不作付地で、草が生えっぱなしの三角地です。
議 長		他にご意見等はございませんか。
		異議なしの声
議 長		ただ今の異議なしをもって「第２号議案 農地法第５条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。
		続きまして「第３号議案 旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
		事務局より説明願います。
局 長		それでは、「第３号議案 旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。
		本件につきましては、農地中間管理事業ではない新規の利用権設定で、期間は５年間、ネギを栽培される予定です。当該農地については、トラクターがにえこむなど、なかなか借り手が見つからなかったところです。

	農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。 以上です。
議 長	続きまして、寺川委員より現地調査の報告をお願いします。
寺川委員	報告します。去る 12 月 23 日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。 番号 1 の小倉町・・・の利用状況につきましては、不作付地で、草が生えておりました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 不作付なのですか。
局 長	トラクターがにえこむため、田んぼをするにはなかなか難しいところでした。
議 長	そんな状態のところは、改善できなかったんでしょうか。
井内委員	やり方の問題もあったと思います。水が沢山あって柔らかいときに深く耕していたので、余計に沈んでしまったのかと思います。
中林委員	少し放っておいて乾かしてから、表面だけを耕すようにやったら良かったかもしれません。
議 長	貸人は他市にお住まいの方なので、他の人に作業は任されていたと思います。ただ、水はけが悪い土地なのでなかなか次が決まらなかったんでしょうね。
井内委員	順番に担い手に話が回ってきていましたね。皆さん断って、最後に一旦引き受けた人もトラクターがにえこむため難しいとなりました。
議 長	本件は、機構に任せられなかったんでしょうか。
局 長	元々は機構で貸借が結ばれていたのですが、一度引き受けた借り手のトラクターがにえこんで置かれていたことをご存じなのもあって、次を探しても皆さんか

	らお断りされてきたため、借り手が見つからなかった農地です。先ほど井内委員が仰ったように、その後一旦引き受けた方がいらっしゃったのですが、やはり難しいということでした。農林茶業課の職員が知り合いを探して、やっと見つけたのが借人です。
井内委員	しばらく放っておいてから耕せば作付け可能だとは思いますが、やりづらいところだとなかなか引き受けてもらえませんね。
議 長	市内の若手で土地がないと言っている人がいますよね。そういった人が畑作するのも難しいんでしょうか。
井内委員	それでも難しいかなとは思いますが。拠点から遠いところや、口スのあるところには行きたがらないでしょうね。
議 長	土を入れてはどうでしょうか。
井内委員	当該地では土を入れてしまうと、今度は水が入らなくなりそうです。
議 長	ポンプを付けるなどしてはどうでしょうか。
井内委員	そこまで手間を掛けては割に合わないのだと思います。もっと条件の良い農地は沢山ありますからね。
議 長	仕方がないですね。ですが、ずっと荒廃農地では困りますよね。
井内委員	やり方次第で、水稻は可能だと思います。野菜の場合は、横の田に水が入ったら上手く行くかどうか分かりません。
議 長	例えば、今市場のあたりで工事している畑土を持ってくるとか、借り手がない農地にはそういったことを機構であっせんしてくれたらと思います。 他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第３号議案 旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承

	認すること」と決しました。 次に「第４号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。 それでは、「第４号議案 非農地通知の決定について」一括して４件をご説明申し上げます。 本議案につきましては、農地利用状況調査の中で、再生が困難と判定していた農地のうち、東笠取地区における非農地判定のための現地調査を令和６年１２月１０日に農地部会委員と担当推進委員、事務局職員が同行し実施して参りました。 違反転用の疑いで指導対象と判断したものは含まれておりません。 非農地決定の対象は、農用地区域内農地７筆、１１，９５９㎡となっております。 以上です。
局 長	
議 長	説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 原野や山林になってしまっているなら、仕方ないですね。元々は畑だったんですか。
北浦委員	元々は田んぼでした。
議 長	道もなさそうですね。
北浦委員	牛なら入れるくらいのところです。
議 長	草が生えて道がなくなっているのでしょうか。
北浦委員	草刈りはされています。守りだけはしているような状態です。
議 長	草刈りしているなら、非農地にするのはどうなのでしょう。
水谷推進委員	上の土地が山に戻ってしまったら、下の土地に水が来なくなるんじゃないでしょうか。

北浦委員	水は元々来ていません。
中林委員	畑にしたり、作物を植えられる状況ではないですよ。
議 長	どのように草刈りされているんですか。道路部分だけですか。
北浦委員	田んぼの中の方も刈られているような状態です。
議 長	刈ってあるなら、本人はする気なんじゃないですか。
北浦委員	引き受けてくれる人がいれば、渡そうと思っておられるのかもしれませんが。
議 長	それなら勝手に外せませんよね。
局 長	非農地については、現況で判断したら良いとなっております。
社会長職務代理者	歩くだけでも難しい、耕作はできないようなところですよ。道路を使って耕作機械を持っていくにしても無理です。
藤井委員	農地に戻したいときは、申請だけで戻せるんですか。
局 長	草刈りだけでは認められません。耕作をしてもらってから申請となります。
藤井委員	その後戻せるなら、非農地と判断しても良いんじゃないでしょうか。
北浦委員	所有者は守りだけされていますが、ご高齢であつたり勤めに出ていたりして、もう農業は難しいとは思いますが。
水谷推進委員	番号1ですが、この所有者の非農地となるのはここだけですか。この上の田もされていなかったように思います。
北浦委員	残ってるところはまだ田の形ですが、議案に載ってるところは完全な山になっています。
議 長	外しても、農地に戻そうと思ったら耕作されたら良いんですよ。非農地になったからまた田んぼにはしてはいけないということはありません。

水谷推進委員	税金の問題がありますが、山林なら一緒だと思います。
議 長	誰が評価するんですか。
局 長	税務課です。非農地として承認されれば、事務局から税務課へ通知はいたします。
議 長	原野か山林か、判断は税務課でできるんでしょうか。
水谷推進委員	道路に面していないので大丈夫ではないでしょうか。道路に面しているところなら雑種地の評価になる可能性もありそうです。
議 長	雑種地と山林なら、雑種地の方が税金は高いですね。
水谷推進委員	そうですね。
中林委員	原野は腰ぐらいまで草が生えているんじゃないかったですか。木が生えていたら山林、そういう基準だったと思います。
北浦委員	腰までは生えていません。きれいに刈られていました。
水谷推進委員	保全管理する意思があるなら、農地から外してはいけないんじゃないですか。
議 長	草刈り機なら徒歩でも運べますからね。
社会長職務代理者	どうやって通ったら良いか分からないようなところです。
局 長	岸本さん、現状はどうですか。
岸本囑託	草刈り機では刈られておりません。ずっと前に除草剤をまかただけです。最近鹿が雑草を食べているので、草を刈ったような見た目になっています。
小島委員	地元の北浦委員のご意見で良いかと思います。道もないですが、農業はできないんでしょうか。
北浦委員	無理だと思います。

議 長	岸本さん、どう思いますか。
岸本囑託	柵で囲ってもしませんので、耕作しようと思ったら大変だと思います。
議 長	これは仕方ないですね。
水谷推進委員	何とかしようと思ったら、市が借りて貸農園をするしかないと思います。
辻会長職務代理者	貸農園は難しいと思います。車も入りません。
北浦委員	貸農園をしても、借受希望者は見込めないと思います。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第４号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。
	次に「第５号議案 宇治市地域計画（案）に係る意見について」を議題といたします。
	事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第５号議案 宇治市地域計画（案）に係る意見について」をご説明申し上げます。 本日、追加資料をお配りしております。地域計画の概要が横並びで確認しやすいように、急遽作成させていただいたものです。 本件につきましては、前回の全員協議会にて農林茶業課から説明を受けました宇治市地域計画（案）について、農業委員会の意見を取りまとめ、市長に提出するものです。 なお、ご意見がある方は、１２月１８日までに調査票を事務局までご提出いただくようお願いしておりましたが、提出いただいた方はいらっしゃいませんでした。 本日の審議では、改めて、計画案に対する修正意見がある場合は、具体的な個所及び代替案をお示しいたきますようお願いいたします。

	また、計画案に対する修正意見と計画の実現に向けた市の施策に対する要望とは、分けて議論する必要があると考えていますので、どちらの主旨かを明確にさせていただいたうえで、ご発言をいただきますようお願いいたします。
議 長	説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
水谷推進委員	地域計画の修正意見ではなく市への要望になりますが、東笠取の貸農園について行政が積極的に取り組むべきだと思います。耕作者が高齢化しており、もう何年かしたら農振地域の中ももっと荒れていくでしょうから、特段の対策が必要だと思います。
議 長	いつも伝えていることですが、要望として付け加えましょう。
水谷推進委員	高速道路からすぐいける場所ですので、行政が手を打ってほしいです。もう10年もしたら荒れてしまいます。
議 長	他にご意見等はございませんか。 なしの声
議 長	特に意見はないようですので、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第5号議案 宇治市地域計画（案）に係る意見について」は、「意見なし」として市長に回答いたします。 続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	それでは、「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」3件をご説明申し上げます。 番号1につきましては、隣接の介護施設の職員用露天駐車場15台分を整備するための転用で、隣接農地との境界にはフェンスが設置され、舗装は透水性舗装

	の予定です。 なお、譲渡人は相続財産清算人の弁護士となっており、売却に関しては家庭裁判所の許可を受けられています。 次に番号２につきましては、露天駐車場１２台分を整備するための転用で、敷地はアスファルト舗装され、境界にはコンクリートブロック壁を設置、雨水は南側道路側溝へ排水されます。 次に番号３につきましては、北側の隣接地とともに当該地番の一部を会社の事務所として整備するための転用で、境界には擁壁を設置し、雨水は既設水路へ排水されます。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第１０条第２項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。
水谷推進委員	番号１の譲渡人は相続財産清算人とありますが、亡くなられた方が他にお持ちの農地も、また届出等が出てくるのでしょうか。
局 長	農地台帳上、この方がお持ちだった農地はこの１筆だけです。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。

(午後2時20分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____